

令和5年度第1回千葉県男女共同参画推進懇話会 開催結果概要

- 1 日 時 令和5年9月4日（月） 午前10時30分～12時00分
- 2 場 所 Web会議
本庁舎5階大会議室
- 3 出席者 <千葉県男女共同参画推進懇話会委員>
萩原委員・富田委員・松井委員・会田委員・寺口委員・山崎委員・依光委員・
五十嵐委員・高橋委員・後藤委員・永嶋委員・宮坂委員・伊豆倉委員
※以上13名
<事務局>
富沢総合企画部長、小川男女共同参画課長、ほか事務局

4 議事の概要

(1) 「第5次千葉県男女共同参画計画」の推進について

事務局から説明

資料に基づき、「第5次千葉県男女共同参画計画」の令和5年度評価について、説明が行われた。

資料1 「第5次千葉県男女共同参画計画」の令和5年度評価について

資料2 「第5次千葉県男女共同参画計画」の体系

資料3 「第5次千葉県男女共同参画計画」における全31指標の令和7年度末目標値に対する到達状況

参考資料1 ①「指標評価シート」（31指標）、②「事業評価シート」（265事業）

参考資料2 モニタリング項目統計データ集

五十嵐委員から報告

資料に基づき、令和5年度評価に対する計画評価専門部会における主な意見について、報告が行われた。

資料4 令和5年度評価に対する計画評価専門部会における主な意見

事務局から説明

資料に基づき、令和5年度の取組について、説明が行われた。

資料5 「第5次千葉県男女共同参画計画」の推進（令和5年度の取組）について

意見交換

(萩原座長)

ただいまの事務局からの説明及び五十嵐部会長からの報告に対して、皆様からご意見を伺いたいと思います。それぞれの御専門の視点からぜひ御意見いただければと思います。御感想・御質問でも構いません。

御発言にあたりましては、画面に向かって挙手をしていただけるとありがたいです。では永嶋委員、お願いします。

(永嶋委員)

11ページで出てきた男性相談のところで、相談体制を拡充するということですが、相談した後の出口についてどのようなものがあるか教えてください。

(萩原座長)

ありがとうございます。先日もNWE Cで相談員研修を実施しましたが、男性からの相談が非常に増えており、それにどう対応するかが課題になっています。

事務局いかがでしょうか。

(男女共同参画センター)

男女共同参画センターでございます。男性相談につきましては、男女共同参画センターの方で専門相談員を配置して実施しているところです。基本的に電話をかけてこられる方は精神的に辛い思いをされている方や障害を抱えている方、孤独で話をする相手がない、話し相手が欲しいといったような方が多いです。

その他、件数としては多くはないですが、DVに関しても、加害者、被害者の双方から電話をいただいております。基本的に電話でお話をする中で解決することが多いですが、カウンセリングを紹介したり、DVの加害者であれば、加害者の更生プログラムをやっているような団体を紹介したり、被害者の方で、切迫しているようであれば警察を紹介したり、市町村等に対応していただいているところは、市町村の窓口を案内するといったようなかたちで対応しております。

(萩原座長)

ありがとうございました。永嶋委員よろしいですか。

(永嶋委員)

ありがとうございます。男性のDV関係については、出口が無く、なかなか支援する機関がないということが議論されていると思うので、一つの課題かなと思います、お聞きしました。

(萩原座長)

ありがとうございます。今後非常に大きな課題になっていくかなと思いますので、皆で見たいと思います。その他いかがでしょうか。依光委員お願いします。

(依光委員)

8ページの2つ目に困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づく計画の策定に向けて準備中とありますが、これはどういうところで、どのような形で今準備されているのか教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

(萩原座長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(児童家庭課)

児童家庭課です。困難女性支援法に関しましては、令和4年に法律が成立し、都道府県が基本計画を策定することとされており、令和5年度末を目途に、策定を進めているところです。現在は、関係者の方々からの助言等をいただきながら、検討会の設定の準備を進めているところです。内容等については、これから検討会の中で話し合われて決定していく予定になっております。

(萩原座長)

ありがとうございました。この法律に関しては児童家庭課が所管になるということですね。

(児童家庭課)

はい、そうです。

(萩原座長)

男女共同参画課とも連携しながらやっていくということによろしいでしょうか。

(児童家庭課)

はい。

(萩原座長)

ありがとうございました。依光委員大丈夫でしょうか。

(依光委員)

はい。ありがとうございました。児童家庭課が所管ということの意味合いは、やはり女性、家庭ということが大きな要因であるということによろしいでしょうか。

(児童家庭課)

婦人保護等を児童家庭課で所管しており、また女性サポートセンター等も所管するということがありましたので、児童家庭課で連携の中心とさせていただき、県庁内各課、関係機関

と連携をしていきたいと考えております。

(依光委員)

ありがとうございました。よくわかりました。

(萩原座長)

はい。ありがとうございました。若年女性の困難なこともありますので、色々なところが連携してやっていかななくてはいけないことかなと思っております。

後藤委員お願いします。

(後藤委員)

質問は2つあり、1つは資料1の令和5年の自己評価結果についてですが、◎と○が大体半分ぐらいあるというお話でしたけれども、△の7指標を資料3に基づいて見てみますと、この△というのがかなり難しい△なんじゃないかということがわかってくると思います。例えば7の「子供を生み育てやすいと感じる家庭の割合」が、令和3年と4年で比較すると、育てやすいと感じる割合が減っています。この減っている理由をどのように分析しているのかというのと、指標12のところ、県の審議会が1%程度減っている要因について、どのように考えてらっしゃるのか。あと県の審議会における女性の委員の割合については、令和7年度までに40%にするというのに対して、進捗が6.2%しかないわけです。そういう状況の中で、令和7年までにどのようなかたちでこの△を○、◎にする取り組みをそれぞれ行ってらっしゃるのか。特に指標7と12について、伺えればと思います。

(萩原座長)

ありがとうございました。△のところは○にしていくのもかなり難しい指標なんじゃないかということですが、事務局の方からいかがでしょうか。

(男女共同参画課)

男女共同参画課です。御指摘ありがとうございます。しっかり受けとめたいと思っております。

御指摘のとおり、目標の達成が非常に難しいものもあると思います。目標はいろいろな事情の中で設定されていくもので、なかなかすぐに達成できるものではないということは当然あり、その点については委員も御承知いただいていると受けとめています。その中でもしっかりやっていく部分を見つけ、自分たちで原因等を分析しながら着実に進めていかななくてはいけないと思っております。

特に今、御指摘いただいた、12番の県の審議会等における女性委員の割合につきましては、どうしても職域等があり、分野によっては女性がなかなか進出していない分野があるこ

とと、あとは例えば所長などの職指定がある場合に、女性を登用することが難しい部分もありますが、最終的には女性がいろいろな分野で活躍し、有識者として御意見をいただける方が増えていくことが一番重要であると思っています。私どもの課の本旨であります男女共同参画社会の実現に向かって、いろいろな分野で女性が活躍していくことと対になるような形で、しっかりやっていかなくてはいけないと受けとめております。

(萩原座長)

ありがとうございます。後藤委員いかがでしょうか。

(後藤委員)

もちろん権限があるため、役職指定を全て無くすことは難しいと思いますが、そもそも役職指定をしなければいけないかどうかを根本的に考えるなど、かなり抜本的な改革をしなければいけないのではないかと思います。

先ほど申し上げたように、子供を生み育てやすいと感じる家庭の割合を増やすことは、なかなか県ができることではないかもしれませんが、審議会は女性を指名すればいいだけの話なので、これもできないということが、やはり私としてはいくら御説明いただいたとしても納得できないため、県が全体として男女共同参画を推進するんだというときに、この指標をあと3年でどう上げていくのかは、抜本的な改革も含めて、対応していくということが必要ではないかということを改めて確認したいと思います。

(男女共同参画課)

御指摘について、しっかり受けとめたいと思います。

その上で、先ほど申し上げましたように、審議会については推薦団体等もいろいろとございますので、そのあたりの理解も得ながら、少しでも、そして着実に女性委員が増えていくようにということは考えなくてははいけませんし、もっと長い目で言えば先生がおっしゃるとおり、効果的なやり方というのを工夫していかなくてははいけないということは受けとめたいと思っています。

(萩原座長)

ありがとうございました。課長からお話がありましたように、推薦団体など、組織そのものの男女共同参画をしっかりと進めていくことを同時進行にしていけないと難しいということと、団体の会長等がすべて男性であるならば、副会長でもいいので、女性を出してくださいとするなど、抜本的に思い切って変えるということも、県の方からできるんじゃないかという後藤さんからの御提案かなと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

いろいろなところが一緒になってやっていかないと、この問題は変えていけないと思いま

すので、その覚悟を持っていくための基本計画かなと思っております。

それでは時間的にあとお1人ぐらい、もしいらっしゃいましたら。では富田委員お願いします。

(富田委員)

私は感想レベルなんですけど、8ページで、いろいろな貧困や家庭内暴力の問題が書かれていて、男女共同参画そのものの組織が直接関わる問題もありますし、国全体でもっときめ細かくということもありますが、私は保育現場をずっと支援していて、千葉県の保育士等のキャリアアップという保育士さんの力量アップの研修等もずっとお手伝いしている中で、非常に心理的虐待、要はDVによる虐待が信じられない勢いとスピードで増えているこの現実、男女共同参画のよりよい社会を作るために、皆さん一生懸命お仕事をされている中で、子供がこんなに犠牲になるということについて、一体どうしたらいいのかというのが大きな心配としてあります。男は仕事、女は家庭というアンコンシャスバイアスではなく、女は仕事に行っても、やはり女性でしかできない家庭生活もありますし、男性にぜひ担ってもらいたいという特性もあると思います。そういう大きな大手術が必要で、それは国に求めることだと思っております。

もう1つは保育士について、不適切保育が問われており、男性保育士の働く場所が狭まっています。男性保育士が乳児のクラスを持たせてもらえず、性的な暴力を振るった男性が悪いんですけども、男性保育士に対する社会の目が厳しくなっています。保育士不足もあり、私は逆に保育現場は男女平等で、男女ともにどんどんお父さんとお母さんの代わりになるぐらいの活躍をしていただきたいと願っています。女性の保育士もバインダーで殴ったり、最悪なことが起こっているため、男性の先生による性被害だけが面白く膨れ上がって、非常に働きにくくなっている現場を、実際の保育士さんたちから嘆いている声を聞くと、こういう声をどうやって拾っていけるのかなと思います。大きな平等に働く機会を奪われる、非常に深刻な課題かなという感想を持っていることをお伝えしたくて、発言いたしました。

回答を求めているわけではないので、また、男女共同参画の中でも何が取り入れられるかをお考えいただきたい。大変深刻な保育現場のため、助けてあげて欲しいと思っています。

(萩原座長)

ありがとうございました。先ほどの子供を生み育てやすくするということにも繋がってくる話かなと思われました。では最後に後藤委員お願いします。

(後藤委員)

困難女性支援法もそうですが、DV法はすでに改正されているため、今後どのような予定

で、どういう形でやっていくのか伺えればと思います。

(萩原座長)

ありがとうございました。事務局どうですか。

(児童家庭課)

児童家庭課です。この件に関しましては、国の方で現在、基本方針を出すということ聞いていますが、まだ出されていないため、それを確認しましてから検討していく方向でおります。

(萩原座長)

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、その他について御説明をお願いしたいと思います。

(2) その他について

事務局（政策企画課）から説明

資料に基づき、その他について、説明が行われた。

資料 6 「(仮称)千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の骨子案に関する意見募集について

意見交換

(萩原座長)

事務局からの報告にありましたが、この条例は禁止するものではなく、理念条例ということで、男女共同参画推進のためには、これまでの計画に基づいて進めてきた施策を一層進めて充実させていくことが大事だと思いました。

施策の推進については今後、懇話会でも意見交換をすることになるかと思いますが、今パブリックコメントを実施されるということですので、パブコメも踏まえての議論になるかと思います。現時点で何か確認されたいことはございますでしょうか。

後藤委員お願いします。

(後藤委員)

理念条例という話なんですけれども、最近、法律が様々できています。

例えばLGBTQに関する法律など、すでにそうした法律が理念として存在しているにもかかわらず、新たに条例を作るということであれば、その差異化をどのように考えているのでしょうか。

男女共同参画についても基本法が1999年にできて、そうした法律がある中で、改めて条例を作るということになれば、やはり条例の特異性というか、改めて作る必要性みたいなものをきちんと確認する必要があると思っているのが1つと、あと計画を策定する必要は全く考えてらっしゃらなくて、理念だけであると。そうすると法律もあるにもかかわらず、何か屋上屋を重ねるような、そういうものになってしまわないでしょうか。今必要なのは差別を禁止すること、あとはヘイトスピーチなどを無くすということなんですけれども、差別禁止法という形を国がなかなか作れない中で、条例で実現するというのがあるべき方向性だと私は思います。国の理念法があるにもかかわらず、改めて理念法を作ろうとしている理由について、お知らせいただきたいというのが今の時点でのお話です。

(萩原座長)

はい。ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(政策企画課)

政策企画課です。御意見ありがとうございます。おっしゃるような御指摘はありと考えてはいるところですが、国の法令は、幅広い、いろいろな分野の多様性ということではなく、例えばLGBT理解増進法や男女共同参画基本法など、個別の分野ごとに規定している中で、私ども千葉県としては、それに限らず幅広くいろいろな分野に多様性があるということとをみんなで理解し合い、共有していこうという趣旨でこの条例を作っていきたいということでございます。

差別禁止などを定めたほうがいいんじゃないかという御指摘も今いただきましたが、もちろんそういう考え方もあると思いますし、差別は当然禁止されるべきものだと思いますけれども、ここの条例では差別禁止という基本的なところからもう一歩進んだ形で、一人一人がそれぞれの形で活躍をできるような、そういう分野のところを規定していく条例にしていきたいということで、まずは作ろうという趣旨のものでございます。

(後藤委員)

多様性という言葉の定義がパブコメにないのと、骨子案と条例ではかなり差があると思うので、千葉県のすべてのパブコメを見てないんですが、骨子案という形でパブコメを行うのが一般的かどうかについてだけ、確認のために教えていただけますでしょうか。

(萩原座長)

政策企画課さんお願いします。

(政策企画課)

千葉県の場合は、骨子案という形で条例のパブリックコメントを行っているところでござ

います。

(後藤委員)

今後の対応についてもあわせてお知らせいただけますか。

(政策企画課)

今後の対応でございますが、この骨子案がそのまま条文になっていくイメージではございまして、もちろんいろいろな御意見があるかと思しますので、御意見も踏まえながら、さらに何か追加したり、修正したりするのかというのを検討した上で、この後なるべく早い時期に、条例案として議会に上程していくということを考えております。

(萩原座長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(後藤委員)

最後に1個だけ、性自認という言葉を使っていますが、LGBTQ法については、いろいろな議論があったにしても、ジェンダーアイデンティティという言葉が使われているんですが、法律に合わせる予定はあるのか教えてください。

(萩原座長)

政策企画課いかがでしょうか。

(政策企画課)

法律が制定される際に様々議論があったということはもちろん存じておりますが、他の県などで使っているということもあり、千葉県としては今の表現で提案をさせていただいているところです。

(萩原座長)

ありがとうございました。ジェンダーアイデンティティが法律に入ったことは非常に画期的だということも言われたりしました。ジェンダーという言葉が入ったということで。他にいかがでしょうか。

この多様性という言葉はいろいろ、やはりハッピートークにならないようなものとはとても大事だと思いますので、しっかりとパブコメを踏まえて、きちんとした理念条例ができることを期待したいと思います。ありがとうございました。

それでは他に委員の皆様からその他として何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは最後に事務局からありますでしょうか。お願いいたします。

(事務局)

総合企画部長の冨沢です。本日は大変貴重な御指摘、御意見ありがとうございました。本

県の男女共同参画社会の実現に向けて引き続き、第5次計画に取り組んでいくこととなりますが、その際には本日いただいた御意見を十分踏まえて参りたいと思います。

今回新たな取り組みとして、多様性を尊重する条例を作ろうという動きがあり、今取り組んでいるところでございます。この場は男女共同参画という男女の違いに着目した取り組みを議論する場でございます。私どもとしては、この条例のもと、成立した後は、すべての県民の方々が男女に限らず、様々な違いに着目することによって、誰もがその少数派になりうるということも理解していただけたのではないかと考えております。

そうした中で、様々な困難ですとか、社会が抱える課題というものに改めて目を向けていただけたものかと期待しているところです。条例が成立した場合には、本県における男女施策を推進していく、新しい根拠・背景が新たに一つ加わるものと考えております。

この条例のもと、さらに男女共同参画施策の充実を図っていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞ御協力をお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局から議事録の確認等の連絡事項を説明し、議事が終了。